

財務省告示第四十一号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十年一月三十一日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十年二月八日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額
利付国庫債券（二十年）（第四 十回、第四十一回、第四十二回、 第四十四回、第四十五回、第四 十六回、第四十七回、第五十回、 第五十三回、第五十五回、第五 十七回、第五十八回、第五十九 回及び第六十三回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の 適用を受けるものとし、その振 替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算 する数値をいう。次号において 同じ。）を競争に付して行われ る入札による発行 各申込みのうち利回り格差の 小さいものからその応募額を 順次割り当てる。 額面金額で九百九十六億円 内訳（別表のとおり）					

七	払込金額	千二十億四千三百九十二万
八	最低額面金	五万円
九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十	発行日	平成二十年一月三十一日
十一	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \times \text{残存年数}$$

十二	利率	(別表のとおり)
十三	経過利率	(一) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十二号に規定する期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の利率  
 $\times$  各発行対象国債の償還期日  
 $\div$  100  $\times$  各発行対象国債の償還回数  
 $\times$  各発行対象国債の償還回数  
 $\div$  365

(二) 発行時において、その利率に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿

十四 利 子

中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を、支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（次号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{各発行対象国債の額} \times \text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 償 還 金 額  
十六 入 札 の 基 礎  
十七 各 発 行 対 象 国 債 の

償還期限  
償還金額  
入札の基礎  
各発行対象国債の

（別表のとおり）  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円  
平成二十年一月二十八日付で  
日本証券業協会が発表した公  
社債店頭売買参考統計値表に  
掲載された各発行対象国債の

(利付第五十年庫債五回)	(利付第五十年庫債三回)	(利付第五十年庫債回)	(利付第四十年庫債七回)	(利付第四十年庫債六回)	(利付第四十年庫債五回)	(利付第四十年庫債四回)	(利付第四十年庫債二回)	(利付第四十年庫債一回)	(利付第四十年庫債回)	名称及び記号
二・〇%	二・一%	一・九%	二・二%	二・二%	二・四%	二・五%	二・六%	一・五%	二・三%	利率(年)
平成三十一年三月十日	平成三十一年三月十日	平成三十一年三月十日	平成三十一年三月十日	平成三十一年三月十日	平成三十一年三月十日	平成三十一年三月十日	平成三十一年三月十日	平成三十一年三月十日	平成三十一年三月十日	償還期限
六億円	百億円	百一億円	三十五億円	七億円	三億円	四十六億円	百八億円	九十七億円	四十九億円	(発行額面金額)

(別表)

十八 元利回り 平均値の単利利回りとする。  
 十九 払場所 日本銀行  
 入札参加 財務大臣から通知を受けた者  
 二十 払込期日 平成三十年一月三十一日

（（利 第二付 六十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 七）債 回 券 ）
— · 八 %	— · 七 %	— · 九 %	— · 九 %
二五平 十年成 日六三 月十	月四平 二年成 日十三 月二十	二四平 十年成 日九三 月十	二四平 十年成 日六三 月十
六 十 一 億 円	三 百 億 円	三 十 三 億 円	五 十 億 円